(八) 得票総数　小選挙区選挙　一五、七四〇、八六〇・二七九票
令和六年十月二十七日執行総選挙　比例代表選挙　一一、五六五、一二二・六二〇票
令和七年七月二十日執行通常選挙　比例代表選挙　七、三九七、四五七・四九八票
選挙区選挙　九、一一九、六五五・七三二票
令和四年七月十日執行通常選挙　比例代表選挙　六、七七一、九四五・〇一一票
選挙区選挙　八、一五四、三三〇・〇三六票

(九) 支部の数　三五四　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　三五四

(一〇) 政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　令和二年九月十五日

(二) 政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　令和二年九月十五日

(三) 政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月十三日

十　れいわ新選組

(一) 政党の名称　れいわ新選組（しんせんぐみ）（略称　れいわ）　届出年月日　令和八年一月十四日

(二) 主たる事務所の所在地　東京都千代田区麹町二―五―二〇

(三) 代表者　氏名　住所　生年月日　選任年月日
山本　太郎　東京都千代田区紀尾井町三―二九　昭和四十九年十一月二十四日　令和元年七月二十一日

(四) 会計責任者　髙井　崇志　埼玉県久喜市本町八―二―九　昭和四十四年九月二十六日　令和四年七月一日

(五) 会計責任者の職務代行者　後藤　一輝　東京都国分寺市戸倉二―七―一六　昭和四十九年七月十五日　令和元年七月二十一日

(六) 会計監査を行うべき者　南　裕史　東京都千代田区永田町二―一二―四　昭和四十三年十月十一日　令和元年七月二十九日

(七) 所属国会議員

| 氏名 | 住所 | 選出区分 | 選挙期日 | 同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は○ |
|---|---|---|---|---|
| 木村　英子 | 東京都多摩市馬引沢一―四―一 | 参議院議員比例代表 | 令和七年七月二十日 | ○ |
| 伊勢崎賢治 | 東京都練馬区上石神井一―七―七 | 参議院議員比例代表 | 令和七年七月二十日 | ○ |
| 遠藤美代（奥田ふみよ） | 福岡県糸島市福吉二―八―一二 | 参議院議員比例代表 | 令和七年七月二十日 | ○ |
| 山本　太郎 | 東京都千代田区紀尾井町三―二九 | 参議院議員東京都 | 令和四年七月十日 | ○ |
| 天畠　大輔 | 東京都武蔵野市中町一―一二―一〇 | 参議院議員比例代表 | 令和四年七月十日 | ○ |
| 大島九州男 | 福岡県直方市知古二―五―三八 | 参議院議員比例代表 | 令和四年七月十日 | ○ |
| 佐原　若子 | 青森県弘前市大字駅前二―九―一 | 衆議院議員東北 | 令和六年十月二十七日 | ○ |
| 髙井　崇志（髙井たかし） | 埼玉県久喜市本町八―二―九 | 衆議院議員東北 | 令和六年十月二十七日 | ○ |
| 多ケ谷　亮（たがや　亮） | 千葉県茂原市早野一三四二―一 | 衆議院議員南関東 | 令和六年十月二十七日 | ○ |
| 櫛渕　万里（くしぶち万里） | 東京都江戸川区小松川一―二―二 | 衆議院議員東京都 | 令和六年十月二十七日 | ○ |
| 阪口　直人（さかぐち直人） | 岐阜県各務原市鵜沼南町二―一三―四 | 衆議院議員東海 | 令和六年十月二十七日 | ○ |
| 上村　英明 | 神奈川県川崎市麻生区上麻生一―一二―二 | 衆議院議員東海 | 令和六年十月二十七日 | ○ |
| 大石　晃子（大石あきこ） | 大阪府大阪市中央区内淡路町一―四―一一 | 衆議院議員近畿 | 令和六年十月二十七日 | ○ |
| 八幡　愛（やはた　愛） | 大阪府東大阪市小阪二―五―二五 | 衆議院議員近畿 | 令和六年十月二十七日 | ○ |
| 山川　仁（山川ひとし） | 沖縄県豊見城市字豊崎一―八七九 | 衆議院議員九州 | 令和六年十月二十七日 | ○ |

(八) 得票総数　小選挙区選挙　四二五、四四五・一一一票
令和六年十月二十七日執行総選挙　比例代表選挙　三、八〇五、〇六〇票
令和七年七月二十日執行通常選挙　比例代表選挙　三、八七九、九一四・二五三票
選挙区選挙　一、八八一、六〇六票
令和四年七月十日執行通常選挙　比例代表選挙　二、三一九、一五六・〇一六票
選挙区選挙　九八九、七一六票

(九) 支部の数　一六　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　一六

(一〇) 政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成三十一年四月一日

(二) 政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　令和元年七月二十五日

(三) 政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月八日

**○総務省告示第百二十二号**

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和八年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正